

第3章 計画策定における基本理念と基本目標

1. 基本理念

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、意思決定支援の理念が地域に浸透し、誰もが自分らしく安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、次のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】

一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっぷ

2. 基本目標と施策の体系

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、その方向性を明らかにし、施策等を総合的に推進します。また、本計画で設定する基本目標を達成するため、11の施策を設定し重点的に取り組みます。

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっぷ	(1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり	① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
		② 中核機関の整備・運営
		③ 適切な制度利用促進のための関係各機関へ周知と連携
	(2) みんなの力で支えあう地域後見の仕組みづくり	① 成年後見制度の普及啓発
		② 市民後見人の養成・活動支援
		③ 親族後見人への支援強化
		④ 法人後見の確保・育成
	(3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり	① 相談・対応体制の充実
		② 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携
		③ 任意後見・補助・保佐の利用促進
		④ 市長申し立てと成年後見制度利用支援